

第1章 総則

(主旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大津市国際親善協会（以下「協会」という。）の賛助会員及び会費等について必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 当協会の賛助会員とは、当協会の国際文化観光都市にふさわしいまちづくりを市民の自発的な活動を主体として行うことにより、諸外国との文化・歴史などの特性を生かした国際交流活動を推進し、市民の相互理解と友好を深め、多文化共生社会に適応した地域づくりに寄与するという目的に賛同して、その活動に対して支援するために指定する手続に基づき本会員制度への入会を申し込み、入会を承認された個人、法人または団体である。

(各種会員の定義)

第3条 各会員の定義は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員とは、協会の目的に賛同した企業及び団体
- (2) 個人会員とは、協会の目的に賛同した者
- (3) 家族会員とは、協会の目的に賛同した家族とし、同居に限る

第2章 入会と退会

(入会手続きと会員の有効期限)

第4条 賛助会員として入会するときは、団体会員にあっては所定の会員申込書（様式1）と誓約書（様式2）を理事長に提出し、次条に定める会費の年額を納入しなければならない。個人会員、家族会員にあっては当協会のウェブサイトに掲載する手続きに従って、入会の申込（以下「入会申込」という）を行い、氏名・住所・電話番号その他当協会が別途定める事項について、正確かつ最新の情報を提供し、第5条に定める会費の年額を納入しなければならない。なお会員の有効期限は、その年度の4月1日または会費を納入した日から、その年度の3月末日までとする。

(入会申込みの不承認)

第5条 当協会の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に当協会から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、当協会が会員と認めることを不相当と判断した場合。

(会費)

第6条 会費の年額は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|----|---------|
| (1) 団体会員 | 1口 | 10,000円 |
| (2) 個人会員 | 1口 | 2,000円 |
| (3) 家族会員 | 1口 | 3,000円 |

第7条 会費の用途は、次のとおりとする。

公益目的事業（公益認定されたもの）

（会員名簿及び情報の取扱い）

第8条（1）入会者は、当協会の管理する会員名簿に登録する。

（2）第1項の会員名簿に登録された事項に変更があった場合は、会員は遅滞なく、その旨を当協会に届け出なければならない。

（3）協会は、会員名簿に登録された情報について、その公開の可否及び公開の範囲について、会員の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

（4）第3項にかかわらず、法人名または団体名は公開対象とする。

（変更の届出）

第9条（1）会員は会員名簿に登録された事項に、当協会への届出事項に変更が生じた場合に速やかに変更届を当協会に提出するものとする。

（2）会員が、本条第1項の変更届を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当協会はその責任一切負わないものとする。

（退会）

第10条 会員は、当協会に退会を届け出ることにより、賛助会員を退会することができる。また当年度の有効期限を以って会員資格は喪失する。なお退会に伴い、既に納入した会費については返金しないものとする。

（会員資格の取り消し）

第11条 当協会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができる。

（1）他者または当協会の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、当協会が認めたとき。

（2）他者または当協会に対する誹謗中傷、詐欺、脅迫、ハラスメント行為等があったと、当協会が認めたとき。

（3）法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。

（4）本規程、又はその他当協会が定める規則に違反したとき。

（5）その他当協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

第3章 特典

（特典）

第12条 賛助会員には、以下の特典を提供する。

（1）会員証の発行

（2）情報誌 OIGA の発送

（3）当協会が企画し、実施している講座等への割引料金での参加（語学講座や一部講座など割引対象外あり）

（4）提携店舗・施設での割引利用等（利用条件あり）

第4章 規程の適用・追加・変更

（規程の適用）

第13条 本規程が表示されている画面において「規程に同意する」にチェックを投入したうえで入会申込する旨を表示するボタンを押下（クリック）したとき、本規程の内容について同意した

ものとみなす。

(規程の追加・変更)

第14条 当協会は、特典の内容および会費を含め本規程の全部または一部を追加・変更することができる。当協会により追加・変更された本規程は、当協会のホームページ上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該追加・変更された本規程に拘束されるものとする。

第5章 免責及び損害賠償

(免責及び損害賠償)

第15条 (1) 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止または一時停止せざるをえなかった場合、当協会は一切責任を負わないものとする。

(2) 会員は、当協会が提供する特典および当協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとする。

(3) 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当協会は一切責任を負わないものとする。

(4) 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

(5) 本規程に違反した会員に対し、当協会は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取り消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。

(6) 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当協会に重過失がある場合を除き、当協会は一切責任を負わないものとする。

(7) 他会員の情報が不正確または虚偽の内容であったこと等により、会員が被ったすべての損害および不利益について当協会は一切責任を負わないものとする。

(8) 当協会は、会員情報、会員同士のやりとり等につき、如何なる目的においても監視する義務を負わないものとする。

(9) 万が一、当協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当協会は間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、当協会が負う責任は会員が支払う会費を上限とする。

(10) 会員が退会・会員資格の取り消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規程は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第16条 管轄裁判所

本規程に関連する一切の紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 個人情報保護

(個人情報保護)

第17条 当協会は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護

に万全を期すものとする。

第7章 反社会的勢力への対応

(反社会的勢力への対応)

第18条 (1) 当協会は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

- 1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき
- 2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- 3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- 4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- 5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 6) 自らまたは第三者を利用して、当協会または当協会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

(2) 当協会は、会員が自ら又は第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

- 1) 暴力的な要求行為
- 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 4) 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当協会の信用を毀損し、または当協会の業務を妨害する行為
- 5) その他前各号に準ずる行為

(3) 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している個人や法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(4) 当協会は、本条の規程により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても当協会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより当協会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和3年2月1日に施行する。